

# 野焼きは禁止されています

ゴミを野外で焼却する「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外(※)を除いて禁止されています。

家庭から出たゴミや、庭木を伐採した際の枝や枯草などは燃やさずに市のごみ収集に出すか、大量の場合はクリーンセンターに持ち込んでください。



## ⚠️お願い⚠️

野焼き禁止の例外とされた行為でも、次のことに注意して行ってください。

- 一度にたくさん焼却しないでください。
- よく乾燥させてから焼却してください。
- 風向きや時間帯を考えて焼却してください。
- 焼却したままで、放置しないでください。

- 周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」など周辺の住民生活に支障を生じている場合は、改善策を講じていただくようお願いすることがあります。
- ばい煙や悪臭が発生する発泡スチロールやプラスチックなどを野焼きすることは、「鳥取県公害防止条例」で禁止されています。

## ※ 一部の例外が認められています。

### 1 国の定めた基準に従った廃棄物の焼却

- 構造基準に適合した焼却炉で、焼却基準に従った焼却

### 2 他法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

- 森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却 など

### 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却

- 国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜等の災害の予防、応急対策、復旧のための必要な焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(例:正月行事の「とんど焼き」)
- 農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却(例:稲わらの焼却)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却(例:落ち葉焚き)

## 【問い合わせ先】

米子市 市民生活部 環境政策課

米子市河崎 3280-1 クリーンセンター2階 電話:23-5257



米子市ホームページはこちら